

保護者 様

吉川市保育幼稚園課長

新型インフルエンザ等緊急事態宣言期間中（再延長後）の保育について

日頃より、本市保育行政につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
さて、ご承知のとおり緊急事態宣言期間が3月21日まで延長されましたが、本市におきましては、引き続き新型コロナウイルス感染予防を徹底したうえで、**通常どおり保育を実施することとします。**

ただし、この緊急事態宣言の期間中、感染リスクの不安等を理由に、連続した期間※全てにおいて保育を利用しない場合は、日割り計算により保育料を減額しますので、学童保育一時辞退届をご提出くださいますようお願いいたします。

記

## 1 期間中の保育利用の一時停止について

期間中の保育利用の一時停止を希望する方は、別紙「学童保育一時辞退届（緊急事態宣言による一時退室）3月（再延長）版」を令和3年3月15日(月)までに利用施設に提出してください（既に一時辞退されている方を含む）。

※ 届出提出後の事情の変化により、保育の利用が必要となった場合は、あらかじめ学童にご連絡ください。

## 2 保育利用の一時停止に伴う保育料について

保育利用の一時停止の届出をした期間全てにおいて保育を利用しなかった場合、欠席日数に応じて日割り計算のうえ、保育料を還付いたします。

ただし、届出提出後の事情の変化により、保育の利用を再開した場合は、通常の保育料を納付していただきます。

**なお、緊急事態宣言期間が短縮された場合、宣言の解除を伴って保育の利用を再開する方は、利用を開始した日の前日まで、又は引き続き利用を一時停止される方は、3月19日（金）までのいずれか早い日までを保育料の日割り計算の対象とします。**

※連続した期間の考え方

例1 期間中すべての日において、登園自粛する場合 **対象**

	対象となります				
緊急事態宣言 開始8日欠席	9日 欠席	12日 欠席	13日 欠席	14日 欠席	19日 欠席

例2 期間の途中で出席日のある場合 **対象外**

	対象となります		対象外		対象となります	
緊急事態宣言 開始8日欠席	9日 出席	12日 出席	13日 欠席	14日 出席	19日 欠席	

例3 仕事の都合などで期間の途中から登園自粛する場合 **対象**

	対象となります				
緊急事態宣言 開始8日出席	9日 出席	12日 出席	13日 欠席	14日 欠席	19日 欠席

例4 緊急事態宣言（延長後）の届出をしたが、宣言期間（再延長後）中に登園自粛を終了する場合 **一部対象**

※利用停止日が連続しないため、8日は対象外となります※

	対象となります		対象外		対象となります	
緊急事態宣言 開始8日出席	5日 欠席	6日 欠席	8日 欠席	9日 出席	19日 出席	

宣言再延長 ← 8日以降、改めて連続した期間を判定

例5 緊急事態宣言（再延長後）に改めて届出し、宣言期間（再延長後）中に登園自粛する場合 **対象**

	対象となります		対象外		対象となります	
緊急事態宣言 開始8日出席	5日 欠席	6日 欠席	8日 出席	9日 欠席	19日 欠席	

宣言再延長 ← 8日以降、改めて連続した期間を判定

3 学童保育室への連絡のお願い

次の場合は、学童保育室への連絡にご協力をお願いするとともに、ご家庭での保育にご協力くださいますようお願いいたします。

なお、児童本人や同居するご家族がPCR検査を受診する場合もご連絡をお願いします。

- ・ 登園前に体温を計測し、37.5度以上の発熱がある場合
- ・ 呼吸器症状が認められる場合
- ・ 過去に37.5度以上の発熱や呼吸器症状が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過、又は呼吸器症状が改善傾向となるまでの間

担当 吉川市保育幼稚園課 施設運営係  
電話 982-9528（直通）